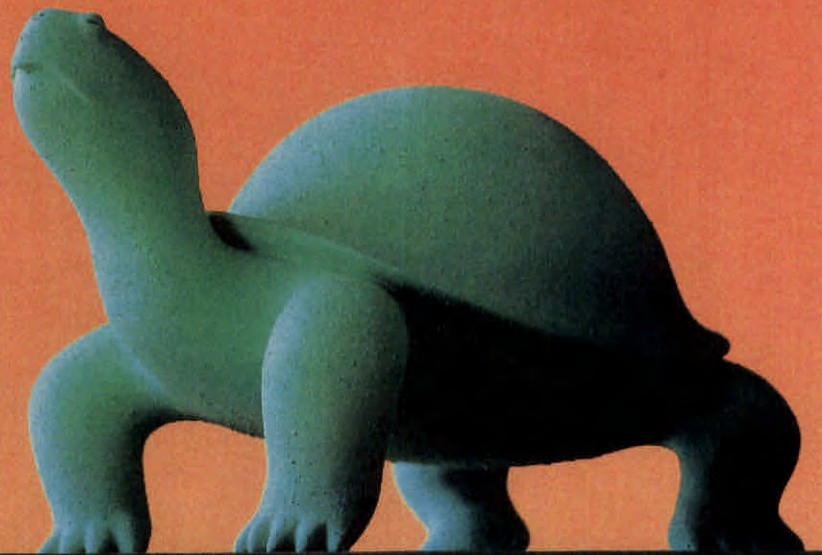


沿岸域  
の総合的管理  
に向けて

——沿岸域圏総合管理計画策定のための指針——







# 沿岸域の総合的管理の考え方

## 沿岸域とは

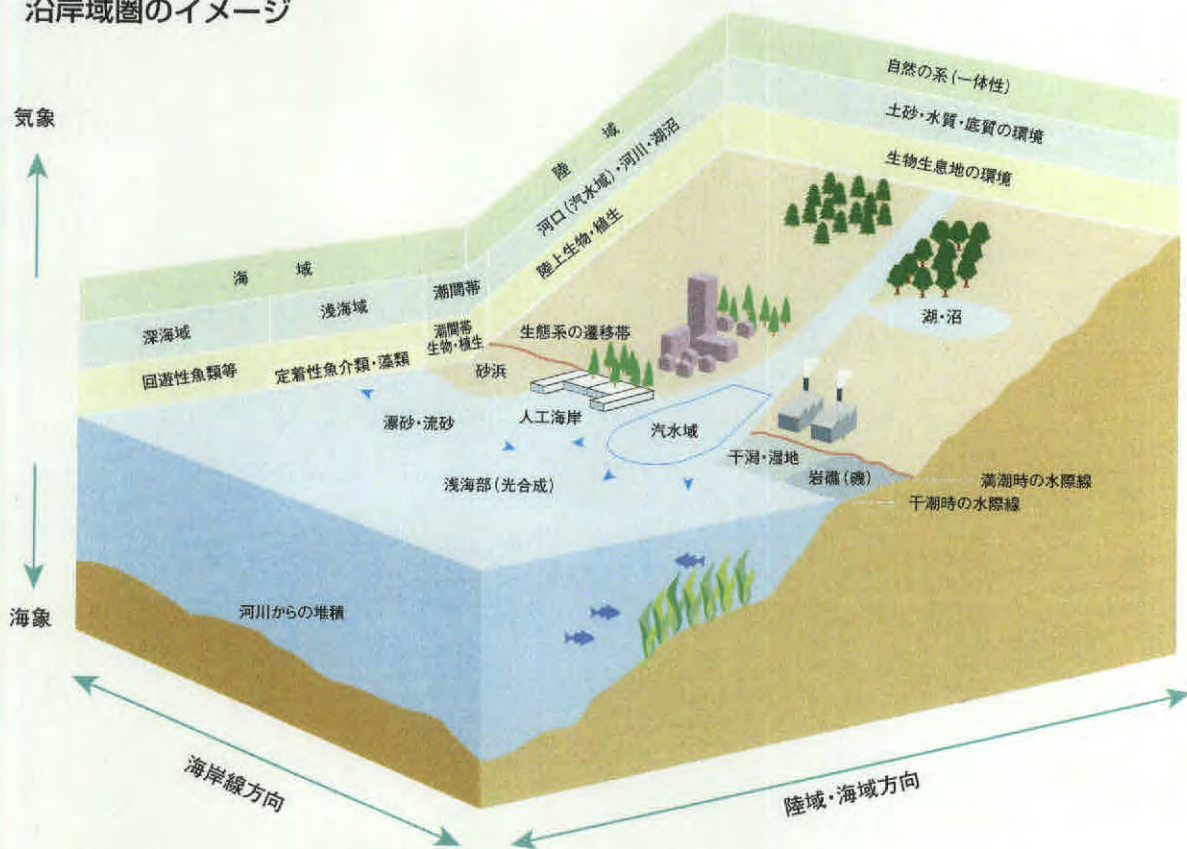
海岸線を挟む陸域および海域の総体をいいます。

## 沿岸域圏とは

沿岸域のうち、地形、水、土砂等に関し相互に影響を及ぼす範囲を適切にとらえ、一体的に管理すべき範囲であり、沿岸域圏総合管理計画の策定の範囲をいいます。

沿岸域は、水圏、地圏及び気圏の交わる自然の微妙なバランスの下にある空間です。また、産業、交通、生活、文化等の多面的な利用の要請が幅轆しています。最近では、地球環境意識の高まりの中、沿岸域の自然の持つ循環、復元性、多様性の劣化への対応が課題となっています。このような沿岸域は安全で多様な機能をもつ空間整備の視点とともに、美しく健全な沿岸域環境の復元・創造を図る観点から、多様な関係者の要請についての総合的な調整・管理が必要となっています。

### 沿岸域圏のイメージ



### 総合的管理の基本理念

- ・美しく安全で生き生きした姿の沿岸域を子孫に受け継ぐこと
- ・良好な環境の形成・安全の確保・多面的利用等の調和を図ること
- ・多様な関係者の参画による魅力ある自立的な地域を形成すること

### 総合管理計画策定上の視点

- ・参加と連携の視点 行政、企業、漁業者、住民、NPO等関係者の参加・調整
- ・広域的な視点 内湾、内海、河川流域全体を視野に入れるなど広域的な取組み
- ・長期的な視点 自然の循環等を踏まえた将来像の設定等長期的な取組み
- ・一貫的な視点 計画実施状況の継続的な点検調査・分析による一貫的な取組み





### 沿岸域圏の範囲

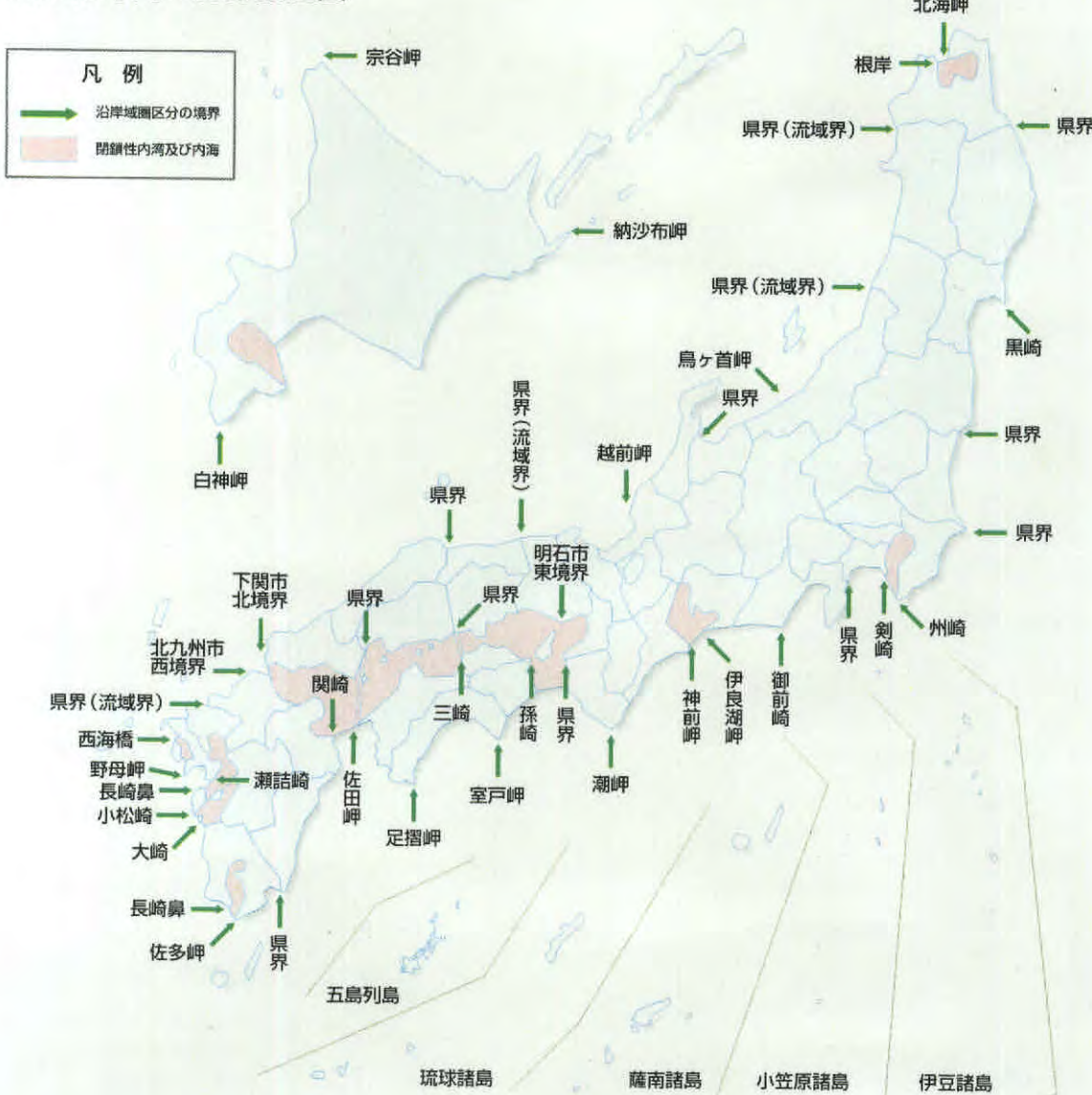
沿岸域について、自然の系（地形、水、土砂に関する相互影響の範囲）として適切にとらえて一体的に管理すべき範囲として沿岸域圏（海岸線方向と陸域・海域方向に区分した地域）を設定し、各圏域ごとに計画を策定していきます。

沿岸域圏の区分のうち、海岸線方向については国が示す区分（全国48区分）を基本として、陸域・海域方向については地方公共団体が地域特性、計画事項を勘案し、それぞれ設定します。

### 海域・陸域方向の区分の設定の標準

課題例	←内陸	陸域	区分の設定の標準	海域	遠海→
良好な環境の形成	水質・底質・土壌の保全	河川流域（汚染源を含む範囲）		湾域等閉鎖性海域全体	
	海洋環境の保全	海岸（高潮線）		12海里 湾域等閉鎖性海域全体	
	生物生息環境の確保	河川流域		水深約20m	
	景観・文化資源の保全	海岸線から約2km（徒歩の範囲）		海岸線から約2km（視認できる範囲）	
安全の確保	海岸侵食対策	河川流域		各法令に基づく区域、事業等範囲	
	防災対策	津波・高潮対策、防風等防災対策の範囲		各法令に基づく区域、事業等範囲	
	安全対策	安全対策の範囲		各法令に基づく区域、事業等範囲	
多面的な利用	産業の振興				
	交通・情報の振興	施設の敷地内		各法令に基づく区域、事業・活動等範囲	
	快適な生活の確保				
	海洋性レクリエーション・文化等の推進				

### 海岸線方向の区分設定図







# 沿岸域圏総合管理計画の概要

## 総合管理計画の対象範囲（沿岸域圏の範囲）



## 総合管理計画の期間

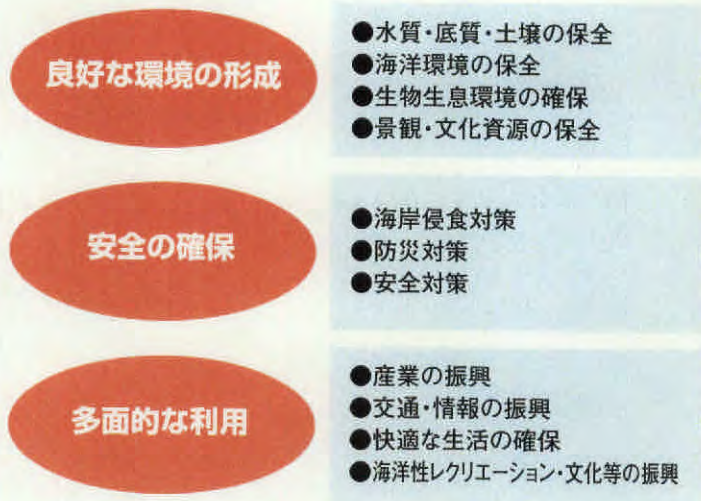
50年程度先の将来を見据え、概ね10年程度の期間ごとの段階的計画とする。

## 基本方針

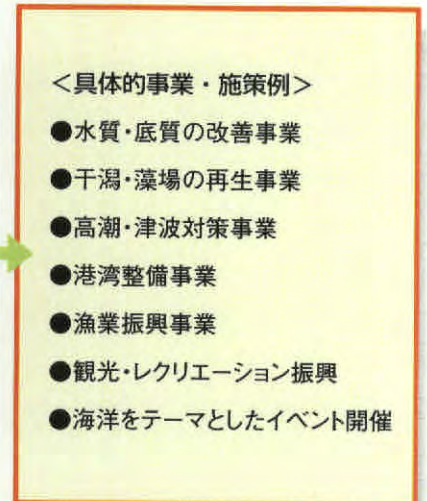
「良好な環境の形成」、「安全の確保」、「多面的な利用」など、魅力ある沿岸域圏の創造に向けた基本方針を定める。

## 総合的な事業・施策等

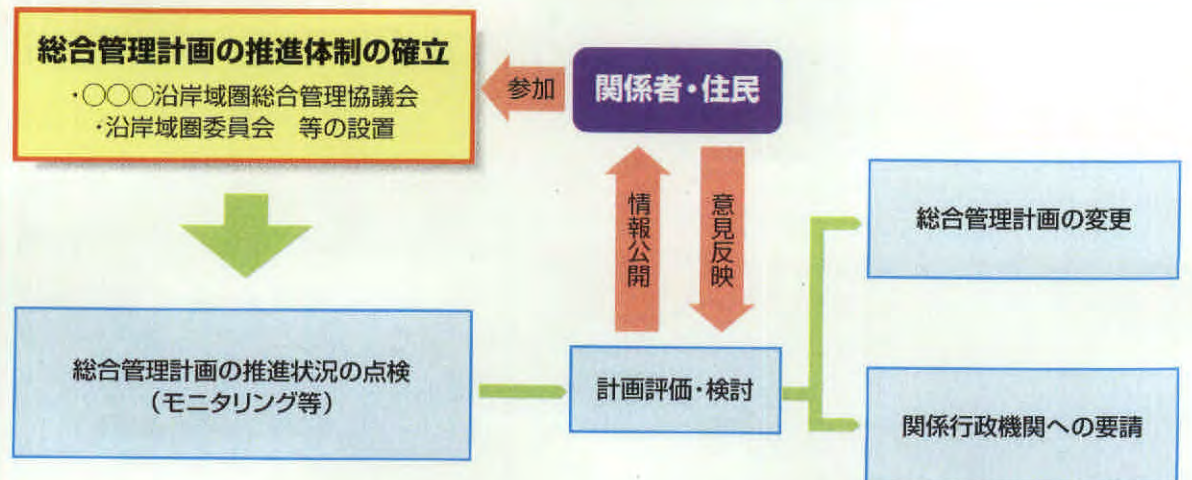
— 各沿岸域圏の特性に応じた課題 —



— 総合的な事業・施策等 —



## 計画推進方策

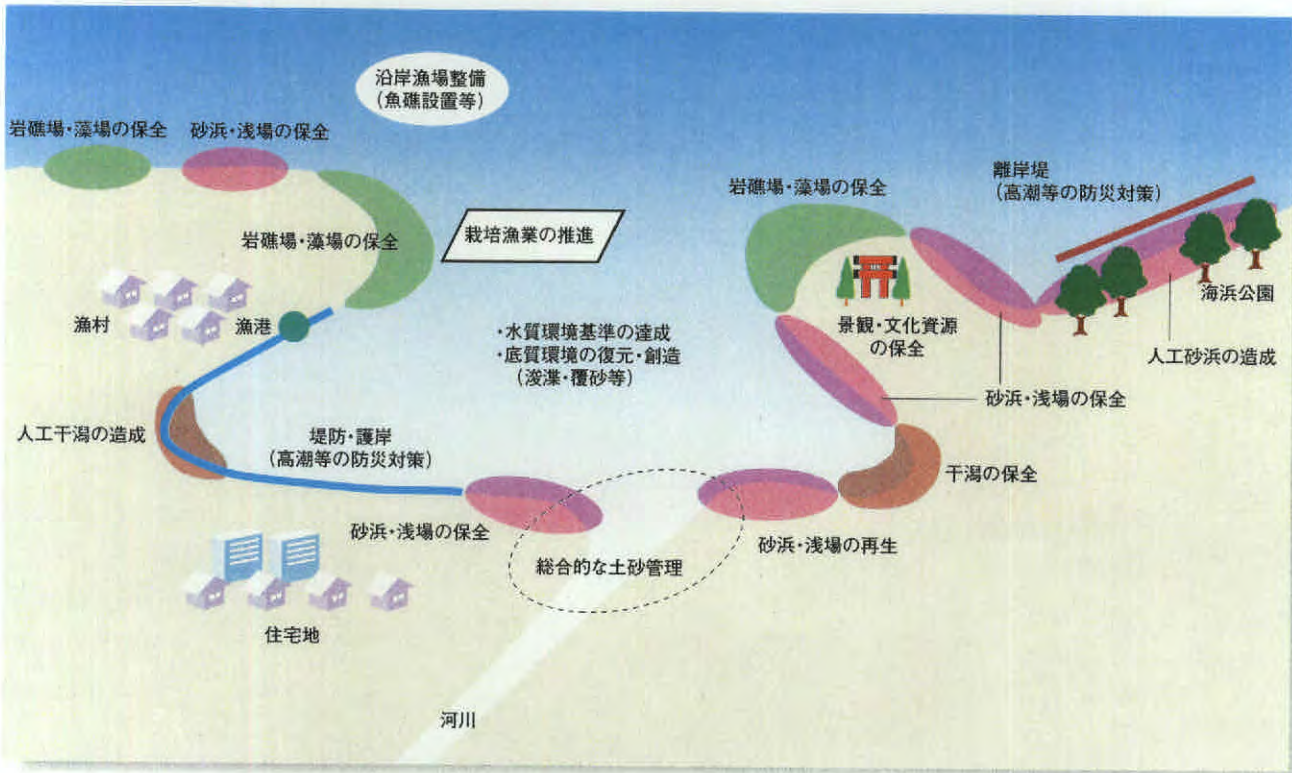




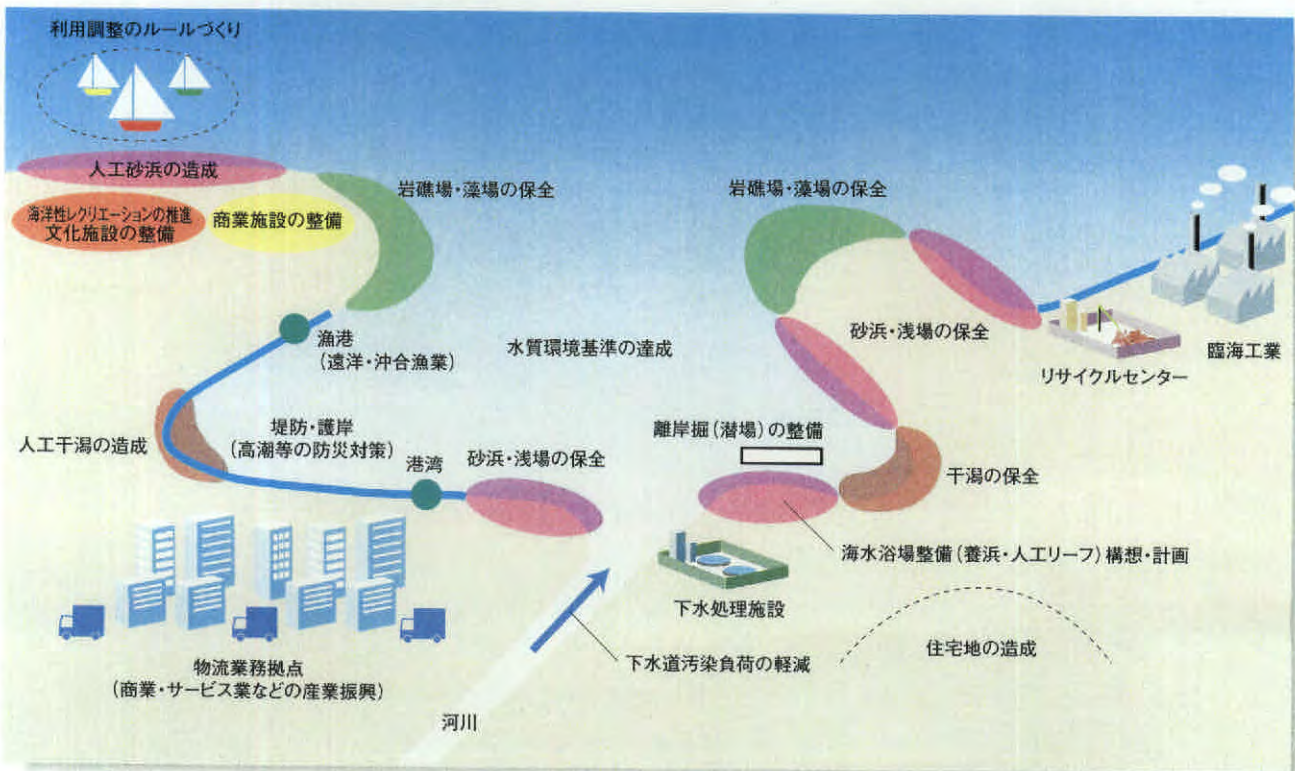
# 沿岸域圏総合管理計画（マスタープラン）のイメージ



## <自然豊かな地域特性を生かした計画>



## <活力ある地域づくりに向けた計画>







# 沿岸域圏総合管理計画の策定・推進体制

## 沿岸域圏総合管理協議会

関係地方公共団体（沿岸域圏内の都道府県及び政令市等）を中心に、沿岸域圏に関わる行政機関、企業、地域住民、NPOなど多様な関係者の代表者を構成員とする協議会を設置して、計画を策定し、その実施状況を点検・調査するほか、協議会に情報公開窓口を置いて住民等への情報提供等を実施いたします。

国の行政機関（地方支分局を含む）は、多様な関係者の代表者としては構成員とならない場合であっても、沿岸域圏が二以上の都道府県にわたる場合、地方公共団体から要請があった場合等においては、関係地方公共団体の同意を得て協議会の構成員になることができます。

## 認定機関

関係地方公共団体の長は、協議会の策定した計画が適当と認められるときは、これを認定し、その円滑かつ確実な実施について支援いたします。

## 協議会関連組織

協議会は、円滑かつ十分な審議のため、必要に応じて次の組織を置くことができます。

**沿岸域圏委員会**……多様な地域又は分野・立場の多様な関係者の参画による調整を行うことを目的として設置。

**技術専門委員会**……計画に盛り込む事業、施策等の目標及び実施状況についての技術的専門的な評価・検討を行うことを目的として設置。

**行政連絡調整会議**……関係行政機関の連絡調整を円滑に行うことを目的として設置。

## 協議会等組織体制のイメージ



各組織は情報の共有化を図るため、情報公開窓口から必要な情報を得る。





# 計画の策定・推進にあたっての配慮事項

## 1 計画の性格

実効性を向上させるため、多くの多様な関係者の合意を得て策定されるマスタープランとするよう努めること。

## 2 関係する各種計画・施策との調整

国及び地方公共団体の各種計画、施策等との整合性を図るよう努めること。

## 3 計画策定が特に望まれる沿岸域圏

閉鎖性内湾等多面的な利用が相当輻輳している沿岸域圏、優れた景観や歴史文化資源を有する沿岸域圏、経済社会及び自然環境に相当影響を及ぼす事業等が予定されている沿岸域圏等については、特に、早急な計画策定が期待されること。

## 4 住民意識の高揚と情報公開

沿岸域圏の総合的な管理の必要性及び基本理念についての住民意識の高揚を図るほか、策定された計画の内容等に関する情報公開に努めること。



第5次の全国総合開発計画である「21世紀の国土のグランドデザイン（平成10年3月31日閣議決定）」においては、沿岸域圏を自然の系として適切にとらえ、地方公共団体が主体となり沿岸域圏の総合的な管理計画を策定すること及び国は計画策定の指針を明らかにすることとされています。

この「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」は、「21世紀国土のグランドデザイン」推進連絡会議が、沿岸域圏分科会（関係17省庁で構成。平成11年3月設置）の検討を受け、平成12年2月23日に決定したものです。

問い合わせ先

**国土交通省 国土計画局総務課海洋計画室**

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL 03-5253-8111(代表) FAX 03-5253-1568

国土交通省のホームページ <http://www.mlit.go.jp>

**R100**  
古紙配合率100%再生紙を使用しています